書面目録　書面番號

書面ノ表示

一枚

昭和五年第一回福生村能ノ上村組合會議録
一、告知事件左ノ通
第一　昭和五年度予算ノ件
第二　昭和五年度予算ノ件
第三　寄附金ノ件
第四　寄附金ノ件
第五　昭和六年分予算ノ件
第六　昭和六年分予算ノ件
第七　昭和六年分ノ件
第八　昭和六年分ノ件
第九　第一号本村ノ区域変更ノ件
第一〇　昭和六年分予算ノ件
第一一　分署ノ設置ノ件

東京府西多摩郡福生町役場

第二號　委員會議錄一部異動ノ件
第三次ノ正代理者選任ノ件
第四　有給職員手當ニ關スル件
一、昭和三年一月十二日午前十時開會
出席委員左ノ通
　組合會議長
第一番
第二番
第三番
第四番
第五番
第六番
第七番

澤井重次郎
高橋角藏
高畑彌一
池本健吉
松山文藏
本間喜作
清水伸次郎

第八番
第九番
第一〇番
第一一番
第一二番
第一三番
第一四番
第一五番
第一六番
第一七番
第一八番
缺員壹名
第一九番

井上左右吉
池田山吉
石川豊作
井梅弥十郎
加藤市蔵
清水民吉
大澤喜三郎
井梅元吉
田中弥三郎
内田伊蔵
斉藤伸三郎

池田猪十郎

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

有のこと
有のこと　　ら
ら落ら　十レ
十町長（委員長）（発言ス）
宣ス
第一號ノ件ヲ議題ニ供シ
議長（野口）ヨリ一括ノ
ヲ十三日（委員会）ヲ開ク
宣ス議トナサレト述ク
議長ヨリ十三日追テ採決セラ
委員ヨリ一括ノ件ヲ
議長（野口）ヨリ一括
書記朗読
議長ヨリ十三日追テ採決セラ
委員ヨリ一括ノ件ヲ
議長（野口）ヨリ一括
書記朗読

千ハセラ千ハ
十ら井梅
ろ

ヨリ十三日（委員会）ヲ開ク
ニ確定議トナサレト述ク
議長ヨリ十三日追テ採決セラ
委員ヨリ一括ノ件ヲ
第三號ノ件ヲ
第四號ノ件ヲ
議長（野口）ヨリ一括
書記朗読
議長ヨリ十三日追テ採決セラ
委員ヨリ一括ノ件ヲ

次ノ如ク決ス

第五號報告書ノ通認定ス

議長（署名）

次ノ通認定ス

議長（署名）

第六號報告書ノ通認定ス

議長（署名）

次ノ通認定ス

議長（署名）

第七號報告書ノ通認定ス

議長（署名）

次ノ通認定ス

議長（署名）

第八號報告書ノ通認定ス

議長（署名）

次ノ通認定ス

議長（署名）

東京府西多摩郡福生村熊川 林継治寄贈

議長（吉田重太郎）　次に諮問第一号を議題とし諮問の朗読を求めます

書記朗読

諮問第一号

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める

記

住所　東京都西多摩郡福生町大字福生一番地

氏名　吉田重太郎

昭和二十年十二月十日生

以上

議長（吉田重太郎）　次に諮問第二号を議題とし諮問の朗読を求めます

書記朗読

諮問第二号

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める

記

住所　東京都西多摩郡福生町大字福生一番地

氏名　吉田重太郎

昭和二十年十二月十日生

以上

議長（吉田重太郎）　諮問第一号及び諮問第二号について質疑討論の通告はありません

これから諮問第一号及び諮問第二号を一括して採決します

諮問第一号及び諮問第二号を原案のとおり適任と答申することに賛成の諸君の起立を求めます

（全員起立）

全員起立であります

よって諮問第一号及び諮問第二号は原案のとおり適任と答申することに決しました

第四　行政事務の委託について

議長（吉田重太郎）　第四行政事務の委託についてを議題とします

書記朗読

別十三番（第十番）ヲ以テ通知セラレ（ホ）

議長ハ第十三番ヲ採決セント欲シ（ス）ル旨ヲ告ケ

議長（書記）ヲシテ第十三番ヲ朗読セシメ議長ハ全部ヲ採決セント欲シ（ス）ル旨ヲ宣ス

村長（書記）ヲシテ別紙ヲ朗読セシメ議長ハ左ノ通リ決セラレタル旨ヲ宣ス

一、府下北多摩郡神生村綱合役場ヲ廃シ新ニ神生村綱合役場ヲ設置スルコト

一、神生村綱合役場ヲ府下北多摩郡神生村大字綱合字小仲ノ谷戸ニ置クコト

一、神生村綱合役場ノ位置ハ昭和弐年一月一日ヨリ施行スルコト

右ノ通リ議長ハ第十三番ヲ採決シ全員賛成ニシテ可決セラレタル旨ヲ告ケ

午前十一時ヲ以テ閉会ヲ宣ス

議長　　書記

〃　　〃

〃　　〃

〃　　〃

福発第一九號

昭和五年一月日發案
昭和年月日決裁

村長 助役

主任

淨書

校合

關係書記

往復主任

月日發送

東京府知事牛塚虎太郎殿

本年帝国当組合会ヲ来ル十二日当役場内ニ開会
即日議事完了次第会係條議案添付其要領及
報告候也

記

一、昭和四年度当組合歳入追加更正予算件

村長

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

二、昭和年度当組合村税賦課率登一件
右二件異議ナク全会一致原案ノ通可決確定ス
三、寄附金受領一件
四、寄附金受領一件
右二件全会一致受領ニ決ス
五、昭和年度福生村歳出追加更正予算一件
六、仝　福生村税賦課率改正一件
七、仝　鶴川村歳出追加更正予算一件
八、仝　鶴川村税賦課率変更一件
九、鶴川村基本財産運用金積立方法改正一件
一〇、昭和年度鶴川村蓄積金歳出更正予算一件
右六件何レモ全会一致原案ノ通可決確定ス

三、福生村隣保組織設置一件
三、鶴川村隣保組織設置一件
右二件何レモ全会一致原案ノ通可決確定ス
一三、第一区長代理者選任一件
右全会一致村長ノ推薦通リ定ム
一四、有給助役辞職承認一件（日報ヲ省略）
右全会一致承認ス

福発第七五號

昭和五年一月十五日發案
昭和　年一月〃日決裁

淨書
校合
往復主任　一月十五日發送

村長　助役　主任

關係書記

年月日

村長

石川庄吉　宛

本月十四日高組合會ニ於テ第一區長代理ニ選任相成候條及通知候也

追而別紙承諾書御捺印上御差出相成度申添候

兼諾書

私儀本月十一日福生村熊川村組合會ニ於テ第一區長代理ニ選任相成候ニ就テハ本日ヨリ就職、儀兼諾仕候也

昭和五年　月　日

熊川村貳百八拾六番地

石川庄吉